

お 知 ら せ

平成 2 6 年 4 月 1 日
総務部契約課工事契約係

平成 2 6 年 4 月 1 日より入札・契約手続きの一部を下記のとおりとします。

記

- 1 最低制限価格の設定範囲について
「予定価格の 8 / 1 0 以上」
- 2 低入札調査基準価格の設定範囲について
「予定価格の 9 / 1 0 以上」
- 3 低入札価格調査の対象について
「予定価格 1 億 8 千万円以上の工事等」
- 4 調査対象者の入札価格が調査基準価格の 1 0 分の 9 を下回った場合の取扱いについて
「落札者とすることができない」
- 5 低入札価格調査を経て契約した工事請負契約について、工事成績評定 7 0 点以上を満たすことができなかった場合、工事成績評定を通知した日から起算して 3 ヶ月間は、調査基準価格未満での契約は認めないこととします。
- 6 上記の取扱いは、平成 2 6 年 4 月 1 日以降に公表される契約案件に適用されます。

以上

平成26年3月27日
契約課工事契約係

入札参加事業者の皆様へ（お知らせ）

「低入札価格調査制度」の一部変更について

◆低入札価格調査制度に、工事成績に対する判断基準を下記のとおり追加します。

記

- 1 低入札価格調査を経て契約した工事請負契約については、工事成績評定70点以上を目指すこととします。
- 2 工事成績評定70点以上を満たすことができなかった場合、工事成績評定を通知した日から起算して3ヶ月間は、調査基準価格未満での契約は認めないこととします。
- 3 低入札価格調査後の契約締結の際、工事成績評定に対する申出書（別紙様式1）を提出していただきます。
- 4 上記の取扱いは平成26年4月1日以降に公表される契約案件に適用されます。

様式1

工事成績評定に対する申出書

年 月 日

足立区長

(受注者)
所在地
名称
代表者氏名

印

下記の工事において工事成績判断基準（70点以上）を満たす施工ができなかった場合は、工事成績評定を通知した日から起算して3ヶ月間は調査基準価格未満の工事の落札者となることができないことを承知して施工いたします。

記

1 工事名

2 開札日 年 月 日